

旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドラインの一部を改正するガイドラインを次のように定める。

(令和4年10月12日教育研究評議会決定)

旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドラインの一部を改正するガイドライン

旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドライン（平成27年教育研究評議会決定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後		現行																	
<p>このガイドラインは、旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程（平成27年旭医大達第20号）第5条に基づき、学生によってなされるおそれのある代表的な非違行為を類型化し、当該非違行為に係る懲戒の標準を下記の表のとおり示すものである。</p> <p>なお、表に掲げる非違行為は、対象となる行為によって競合する場合がある。</p> <p>また、本学の名誉・信用を失墜させる行為、本学の規則に違反する行為及びその他学生の本分に著しく反する行為等の表に掲げられていない行為についても懲戒の対象とする場合がある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非違行為 (略)</th> <th>懲戒の標準 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 飲酒等 (1) 飲酒強要等 ① 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた行為</td> <td>退学又は停学</td> </tr> <tr> <td>② 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為</td> <td>停学又は訓告</td> </tr> <tr> <td>③ <u>20歳未満の者</u>が飲酒をした場合又は<u>20歳</u></td> <td>停学又は訓告</td> </tr> </tbody> </table>		非違行為 (略)	懲戒の標準 (略)	3 飲酒等 (1) 飲酒強要等 ① 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた行為	退学又は停学	② 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為	停学又は訓告	③ <u>20歳未満の者</u> が飲酒をした場合又は <u>20歳</u>	停学又は訓告	<p>このガイドラインは、旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程（平成27年旭医大達第20号）第5条に基づき、学生によってなされるおそれのある代表的な非違行為を類型化し、当該非違行為に係る懲戒の標準を下記の表のとおり示すものである。</p> <p>なお、表に掲げる非違行為は、対象となる行為によって競合する場合がある。</p> <p>また、本学の名誉・信用を失墜させる行為、本学の規則に違反する行為及びその他学生の本分に著しく反する行為等の表に掲げられていない行為についても懲戒の対象とする場合がある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非違行為 (略)</th> <th>懲戒の標準 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 飲酒等 (1) 飲酒強要等 ① 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた行為</td> <td>退学又は停学</td> </tr> <tr> <td>② 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為</td> <td>停学又は訓告</td> </tr> <tr> <td>③ <u>未成年者</u>が飲酒をした場合又は<u>未成年者</u></td> <td>停学又は訓告</td> </tr> </tbody> </table>		非違行為 (略)	懲戒の標準 (略)	3 飲酒等 (1) 飲酒強要等 ① 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた行為	退学又は停学	② 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為	停学又は訓告	③ <u>未成年者</u> が飲酒をした場合又は <u>未成年者</u>	停学又は訓告
非違行為 (略)	懲戒の標準 (略)																		
3 飲酒等 (1) 飲酒強要等 ① 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた行為	退学又は停学																		
② 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為	停学又は訓告																		
③ <u>20歳未満の者</u> が飲酒をした場合又は <u>20歳</u>	停学又は訓告																		
非違行為 (略)	懲戒の標準 (略)																		
3 飲酒等 (1) 飲酒強要等 ① 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた行為	退学又は停学																		
② 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為	停学又は訓告																		
③ <u>未成年者</u> が飲酒をした場合又は <u>未成年者</u>	停学又は訓告																		

<p><u>未満の者</u>と知りながら飲酒を強要した場合 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>と知りながら飲酒を強要した場合 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>【改正理由】 民法改正による成年年齢引き下げに伴い、所要の改正を行うものである。 なお、決定は令和4年10月12日とし、改正箇所については令和4年4月1日に遡って適用することとする。</p>			